

# 明石市定期接種（A類疾病）実施要領

令和8年4月改正

- 1 目的**  
 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づくA類疾病の定期接種を実施し、当該疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上と市民の健康保持に寄与する。
- 2 定期接種（A類疾病）の種類及び対象者等**  
 いずれの予防接種も、接種対象者は無料で接種できるが、対象年齢を超えると任意接種（有料）となるため、必ず予防接種券等に記載の有効期限を確認すること。

対象疾病	ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数等	間 隔	備 考	
Hib 感染症	乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン ※DPT-IPV-Hib を使用する場合は「ジフテリア百日せき破傷風急性灰白髄炎 Hib 感染症」の項を参照	生後2月以上 生後60月に 至るまでの 間にある者	開始が生後2月～生後7 月に至るまでの場合	初回接種開始は、 生後2月～生後7月 に至るまで	初回：3回 追加：1回 各0.5ml、皮下	初回：4週以上。医師が認める 場合は3週以上（標準的には8 週まで） 追加：初回接種の最後の注射終 了後7月以上（標準的には13 月まで）	・初回接種は、1歳に至るま でに行うこととし、それを 超えた場合は行わないこ と。なお、この場合の追加 接種は、初回接種の最後の 注射終了後、4週以上（医師 が認める場合は3週以上） の間隔で行うこと。
			開始が生後7月に至っ た日の翌日～生後12月 に至るまでの場合		初回：2回 追加：1回 各0.5ml、皮下		
			開始が生後12月に至っ た日の翌日～生後60月 に至るまでの場合		1回 0.5ml、皮下	-	
小児の 肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結 合型ワクチン (沈降15価肺炎球菌 結合型ワクチン)	生後2月以上 生後60月に 至るまでの 間にある者	開始が生後2月～生後7 月に至るまでの場合	初回接種開始は、 生後2月～生後7月 に至るまで	初回：3回 追加：1回 各0.5ml、筋肉 又は皮下	初回：（標準的には1歳までに） 4週以上 追加：生後12月以降に、初回 接種終了後60日以上	・初回接種は、2歳に至るま でに行うこととし、それを 超えた場合は行わないこ と（追加接種は可能）。 ・開始が生後2月～生後7月 に至るまでの場合の初回2 回目の接種が1歳を超えた 場合は、初回3回目の接種 は行わないこと（追加接種 は可能） ・原則20価を使用することと するが、15価を接種した者 には引き続き15価を接種す ること。
			開始が生後7月に至っ た日の翌日～生後12月 に至るまでの場合	追加接種は、生後 12月～生後15月 に至るまで	初回：2回 追加：1回 各0.5ml、筋肉 又は皮下	初回：（標準的には生後12月ま でに）4週以上 追加：生後12月以降に、初回 接種終了後60日以上	
			開始が生後12月に至っ た日の翌日～生後24月 に至るまでの場合		2回 各0.5ml、筋肉 又は皮下	60日以上	
			開始が生後24月に至っ た日の翌日～生後60月 に至るまでの場合		1回 0.5ml、筋肉又 は皮下	-	
ロタウイルス 感染症	経口弱毒生ヒトロ タウイルスワクチ ン (1価 ロタリックス)	出生6週0日後から24週0日 後までの間にある者	初回接種は 生後2月から出生14週6日 に至った日の翌日まで 2回目：24週に至った日の翌 日まで	2回 各1.5ml 経口	2回目：1回目か ら4週以上	・初回接種は出生14週6日 に至った日の翌 日までに行うこととし、それを 超えた場合は、「腸重積」の リスクが高まることの 説明を行うこと。 ・はき戻した場合も、再度の 接種は行わないこと。 ・同一のワクチンを必要回数 接種すること。 ・同一製剤で接種できない事 由が発生した場合は、必ず、こ ども健康課へ連絡すること。	
	五価経口弱毒生口 タウイルスワクチ ン (5価 ロタテック)	出生6週0日後から32週0日 後までの間にある者	初回接種は 生後2月から出生14週6日 に至った日の翌日まで 2,3回目：32週に至った日の 翌日まで	3回 各2.0ml 経口	2回目：1回目か ら4週以上 3回目：2回目か ら4週以上		
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎 ワクチン	生後1歳に至るまでの間 にある者 (HBs抗原陽性の者の胎内 又は産道においてB型肝炎 ウイルスに感染したおそれ のある者であって、抗HBs 人免疫グロブリンの投与に 併せて組換え沈降B型肝炎 ワクチンの投与を受けたこ とのある者については、定 期接種の対象者から除く)	生後2月に至った時から生 後9月 に至るまで ※ただし、家族内にB型 肝炎ウイルスのキャリアが いるなど水平感染の恐れが 大きい場合に限る、例外 措置として生後2か月以 前に接種することができる。	3回 各0.25ml 皮下	2回目接種は1回 目から4週以上  3回目接種は1回 目から20週以上	・健康保険の適用となる母 子感染予防のため、抗HBs 人免疫グロブリンの投与に 併せて組換え沈降B型肝炎 ワクチンの投与を1回でも 受けたことのある者につ いては、定期接種の対象者 から除くこと。 ・ビームゲン0.5mlは、遮 光して、10℃以下に凍結 を避けて保存した上で、一 度針を刺した時間から24 時間以内であれば、2回 使用できる。	

対象疾病	ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数等	間 隔	備 考
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ) Hib 感染症	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン (DPT-IPV-Hib) 又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT) 又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT) 又は 不活化ポリオワクチン (IPV) ※乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用する場合は「Hib 感染症」の項を参照	1 期初回	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	※DPT-IPV-Hib は生後 2 月に達した時から生後 7 月に至るまで ※DT は生後 3 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間 ※その他のワクチンは生後 2 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間	3 回 各 0.5ml 皮下 ※DT は 2 回 ※DPT-IPV-Hib は筋肉又は皮下	3 週以上 (標準的には 8 週まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生後 2 月以降できるだけ早期に接種を開始する。</li> <li>原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。</li> <li>※DPT-IPV に代わり、DPT-IPV-Hib、又は DPT と IPV を接種することは可能。ただし、Hib が過剰接種になる場合は、科学的な知見が明らかになっていないことを事前に説明し、保護者の同意を得ること。</li> <li>DPT-IPV-Hib は、初回開始時の月齢ごとに接種回数を減じる必要はない。</li> <li>ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患者においても、DPT-IPV-Hib 又は DPT 又は DT を使用することを可能とするが、原則として DPT-IPV-Hib を使用する。ただし、2 期の予防接種に使用するワクチンは DT のみとする。</li> <li>海外等で IPV を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の IPV を受けたものとしてみなすことができる。</li> <li>2 期の DT は接種量が 0.1ml であることに留意する。</li> </ul>
		1 期追加	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	※DPT-IPV-Hib は 1 期初回接種終了後 6 月に達した時から 18 月に達するまでの期間 ※その他のワクチンは 1 期初回接種終了後 12 月に達した時から 18 月に達するまでの期間	1 回 0.5ml 皮下 ※DPT-IPV-Hib は筋肉又は皮下	1 期初回接種終了後 6 月以上	
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	2 期	11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間	1 回 0.1ml 皮下	-	

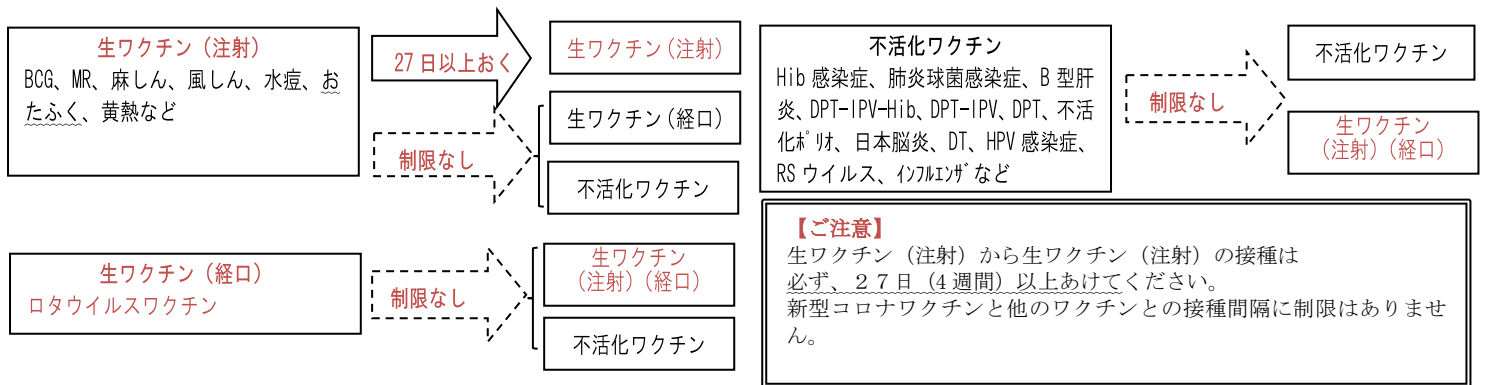
結核	BCG ワクチン	生後 1 年に至るまでの間にある者		生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間	1 回 所定のスポイトで滴下 経皮	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種部位は上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。</li> </ul>
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MR) 又は 乾燥弱毒生麻しんワクチン (M) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン (R)	1 期	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者	-	1 回 0.5ml 皮下	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ早期に接種を行う。</li> <li>麻しん又は風しんの既罹患者においても、MR を使用することを可能とする（両方とも罹患していると診断されている場合は接種できない。）。</li> <li>溶解後のウイルス力価減少を避けるために一度溶解したものは直ちに使用する。</li> <li>令和 6 年度に生じたワクチン偏在等により接種することができなかった令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者及び平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に生まれた者は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間を延長期間として接種することができる。</li> </ul>
		2 期	5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	-	1 回 0.5ml 皮下	-	

対象疾病	ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数等	間 隔	備 考
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者		1 回目接種は、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間	2 回 各 0.5ml 皮下	3 月以上 (標準的には 6 月から 12 月)	
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1 期初回	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間	2 回 (3 歳以上) 各 0.5ml (3 歳未満) 各 0.25ml 皮下	1 週以上 (標準的には 4 週まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度から平成 21 年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、予防接種を受ける機会を逸した者（平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者）に対する定期接種の対象者は、「4 歳以上 20 歳未満の者」とし、特例対象者として取り扱う。</li> <li>特例対象者であって日本脳炎の予防接種のうち 4 回の接種を受けていないもの（平成 23 年 5 月 19 日までに接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、6 日以上の間隔（第 3 回目と第 4 回目の間隔は概ね 5 年程度が望ましい）をおくこと。</li> <li>特例対象者であって平成 23 年 5 月 19 日までに日本脳炎の予防接種を全く受けていないものの第 2 回目の接種は、第 1 回目の接種後 6 日以上（標準的には 6 日から 28 日まで）の間隔をおき、第 3 回目の接種は、第 2 回目の接種後 6 月以上（標準的には概ね 1 年）の間隔をおき、第 4 回目の接種は、第 3 回目の接種後 6 日以上（概ね 5 年程度が望ましい）の間隔をおくこと。</li> </ul>
		1 期追加	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間	1 回 (3 歳以上) 0.5ml (3 歳未満) 0.25ml 皮下	1 期初回接種終了後 6 月以上 (標準的には 概ね 1 年)	
		2 期	9 歳以上 13 歳未満の者	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間	1 回 0.5ml 皮下	-	

対象疾病	ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数等	間 隔	備 考
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (シルガード9)	小6～高1相当の女子	中1の間	2回 各0.5ml 筋肉内	(15歳になるまでに1回目を接種する場合に限る) 2回目:1回目から5月以上 (標準的には6月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>15歳未満で9価ワクチンの接種を開始する場合、2回接種と3回接種とはワクチンの効果に差はなく、またHPVワクチンは接種後に痛み等の発現頻度が高いことをふまえ、保護者とよく相談して接種回数を決めること。</li> <li>2価又は4価ワクチンを1回又は2回接種した者が、残りの回で9価ワクチンを接種する場合、1回目と2回目の間隔は1月以上、2回目と3回目の間隔は3月以上あけること。</li> </ul>
				3回 各0.5ml 筋肉内	2回目:1回目から1月以上 (標準的には2月後) 3回目:2回目から3月以上 (標準的には1回目から6月後)	
RSウイルス感染症	組換えRSウイルスワクチン (アプリスボ)	妊娠28週から妊娠37週に至るまでの者 (妊娠28週0日から妊娠36週6日の者)	-	妊娠毎に1回 0.5ml 筋肉内	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種する医師が母子手帳等の情報を元に、接種時点において妊娠28週から37週に至るまでの間にあると判断した者は定期接種の対象となる。</li> <li>接種から14日以内に妊娠終了を予定している場合、出生した幼児における有効性は確立していないことを事前に説明し、被接種者の同意を得ること。</li> </ul>

※ 標準的な接種期間とは、定期接種実施要領（厚生労働省健康局長通知）により、市町村に対する技術的助言として定められている。

### 3 他の予防接種との間隔



明石市定期接種（A類疾病）の流れ

<p>1. 受付</p>	<p>① 予約受付時に対象者氏名、生年月日、住所、予防接種の種類、必要書類（<b>予防接種シール等、予診票、母子健康手帳</b>）の有無を確認する。（RS ウイルスワクチン接種は、児の母子健康手帳が必要）</p> <p>生後2か月に満たない者で、予防接種シール等を交付されていない者については、こども健康課に保護者が申請のうえ、交付を受けてから受け付ける。</p> <p><b>（B型肝炎のみ） 母子感染予防として、出生後にB型肝炎の予防接種を1回でも受けたことがある場合（健康保険適用）は、定期外となるので要確認。</b></p> <p><b>（ロタのみ） 初回接種の場合、接種日が14週6日後を過ぎていないことを要確認。</b></p> <p><b>（肺炎球菌、ロタ、DPT-IPV-Hibのみ） 前回の接種ワクチンを必ず確認し、ワクチンの種類、接種回数が正しいか要確認。</b></p> <p>② 指定業者にワクチンを注文する。</p> <p>③ 接種当日、予防接種シール等、予診票、母子健康手帳を提出してもらう。</p> <p>※ <b>予防接種シール等の有効期限、予診票の記入漏れ、接種間隔等を母子健康手帳等で確認する。</b></p> <p>④ 検温（<b>明らかに発熱している者は受付で断る</b>）</p>	<p>長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の<b>機会の確保について</b></p> <p>定期接種の対象者であった間に、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（対象期間の特例（上限年齢）：DPT-IPV-Hib：14歳、BCG：3歳、Hib感染症（単体）：9歳、小児の肺炎球菌感染症：5歳）、定期接種の対象者とする。但し、<b>ロタ、RSウイルスは除くものとする。</b></p> <p>定期接種実施の可否については、こども健康センターが、保護者等からの申請に基づき、定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書（文書料：本人負担）や、疾患歴・接種歴等により総合的に判断を行い、定期接種として実施する場合は、予防接種シール等を交付する。</p>
--------------	---	---

<p>2. 予診</p>	<p>予診（問診、視診、聴診等）によって、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するかどうかを調べる。</p> <p><b>（ロタのみ） 初回接種が15週0日以降の場合、安全性の観点から14週6日の間で初回接種することが推奨されている旨を十分に説明を行い、保護者の同意を得る。</b></p> <p><b>（DPT-IPV-Hibのみ） Hibが過剰接種になる場合は、科学的な知見が明らかになっていないことを説明し、保護者の同意を得る。</b></p> <p><b>（RSウイルスのみ） 接種から14日以内に妊娠終了を予定している場合、出生した幼児における有効性は確立していないことを説明し、被接種者の同意を得る。</b></p>
--------------	---

接種不可

<p>3. 事後指導</p>	<p>① 予診票医師記入欄の“見合わせた方がよい”に○印を付け、署名又は記名押印し、接種できない理由を記入する。</p> <p>② 予防接種シール等を保護者に返す。</p> <p>③ 予備の予診票について説明する（次回接種時に使用）。</p>
----------------	---

接種可

<p>3. 意思確認</p>	<p>① 予診票医師記入欄の“実施できる”に○印を付け、署名又は記名押印する。</p> <p>② 予防接種後副反応等に関する説明を行い、予防接種の実施に関し同意を得る（“同意します”の○印及び署名）。</p>
----------------	--

<p>4. 接種</p>	<p>① 対象者、ワクチン名、ワクチン有効期限、接種量を確認のうえ接種する（<b>特に、対象者氏名とワクチン名は、保護者等に聞こえるように声を出して確認する。</b>）。</p> <p>② 接種後、予防接種券、予診票、母子健康手帳に、接種年月日、Lot No.、実施場所及び医師名等を記入する。 <b>（肺炎球菌、ロタ、DPT-IPV-Hib、HPVのみ） 母子健康手帳を確認し、ワクチン名（品名等）が判るように記入する。</b></p>
--------------	---

5. 報告

<p>以下の書類を市町ごとにまとめて、翌月5日までに明石市医師会へ提出する。 （1月・5月は10日まで）</p> <p>① 予防接種券</p> <p>② 予診票（予診の結果、接種不可者分のみ）</p> <p>※ 同時接種を予定していた者が接種不可の場合は、全ての予診票を提出し、「予診のみ」の委託料は1回扱い。</p> <p>※ 加古川市・播磨町・稲美町・高砂市分は予診票原本</p> <p>③ 予防接種報告書：1ヶ月の接種者数、接種不可者数等を記入</p> <p>※ <b>ビームゲン注0.25mlとヘプタボックス-IIは、それぞれ区分して記入</b></p> <p>※ <b>ロタリックスとロタテックは、それぞれ区分して記入</b></p> <p>④ ワクチン使用報告書：1ヶ月のワクチン使用状況、接種者数、在庫等を記入</p> <p>※ <b>ビームゲン注0.25mlとヘプタボックス-IIは、それぞれ区分して記入</b></p> <p>※ <b>ビームゲン注0.5mlは、ワクチン報告書備考に1ヶ月の使用分（1回使用又2回使用）を記入</b></p> <p>※ <b>ロタリックスとロタテックは、それぞれ区分して記入</b></p> <p>※ 麻しん、風しん単抗原ワクチンのみ、ワクチン使用報告書下欄に1ヶ月の受入本数、接種者数、在庫を記入</p> <p>⑤ ワクチン納品書：報告月分のみ</p>
--